

相模原市審議会等公開基準

(目的)

第1条 この基準は、相模原市審議会等及び協議会等の在り方に関する基本指針(平成10年10月15日施行)に掲げられた会議の公開に関し、審議会等の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、審議会等のより公正な運営を確保するとともに、開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(会議公開の原則)

第2条 会議は、法令、条例等に特別の定めがあるものを除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 会議において、相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号。以下「条例」という。)第7条各号の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められる場合
- (3) やむを得ない理由により審議を書面等で行う場合

2 前項ただし書の規定に基づき会議を公開しない場合は、審議会等の長は、会議に諮り決定するものとする。

(会議日程等の周知)

第3条 会議の日程等は、事前に公表するものとし、遅くとも開催日の1週間前までに行うものとする。ただし、会議の開催が急を要する場合は、この限りでない。

2 公表の内容は、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴席数、傍聴の申込方法及び問合せ先とする。

3 公表の方法は、相模原市掲示場設置規程(昭和44年相模原市告示第33号)(以下「規程」という。)に定める掲示場に掲示するとともに、各まちづくりセンター(規程に定められた掲示場を所管しているまちづくりセンターを除く。)等での配架、相模原市ホームページへの掲載等により広く市民への周知に努めなければならない。ただし、特定の地域に関する事項を審議するために当該特定の地域内から選出された委員で構成する審議会等(以下「特定審議会等」という。)については、当該特定審議会等に適した方法によることができる。

(会議の公開の方法)

第4条 会議は、市民等が傍聴できるよう会場に傍聴席を設け、その傍聴席数は、

会議の円滑な審議の進行等を配慮して決めるものとする。

- 2 会議の傍聴者には、議事次第及び会議資料(条例第7条に規定する非公開情報が記録されているものを除く。以下同じ。)を配布するものとする。ただし、その会議資料について配布することが困難である場合は、閲覧に供することによってこれに代えるものとする。
- 3 前項ただし書の規定により会議資料を閲覧に供する場合は、会議の傍聴者に対し、その概要を記載した資料を配布するよう努めるものとする。

(会議の傍聴)

第5条 傍聴の申込みは、当日受付とし、申込者数が傍聴席数を超える場合は、抽選とする。

- 2 傍聴者は、傍聴者の遵守事項を守り、審議会等の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。
- 3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に審議会等の許可を得た者は、この限りでない。
- 4 審議会等の長は、会場の秩序維持のため、必要と認める場合には、傍聴者に退席を命ずることができる。

(会議録の公開)

第6条 審議会等の長は、会議録を会議終了後速やかに作成し、会議資料とともに行政資料コーナーに備え置き、閲覧に供するとともに、相模原市ホームページ等を利用した情報提供に努めなければならない。ただし、特定審議会等の会議録の公開については、当該特定審議会等に適した方法によることができる。

(運用状況の報告)

第7条 審議会等の事務担当課は、会議公開の運用状況について、翌年度の4月末日までに情報公開・文書管理課へ報告する。

附 則

この基準は、平成10年10月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。